

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第10号
事故等種類	座洲
発生日時	平成26年12月20日 06時20分ごろ
発生場所	島根県松江市松江港 大谷三等三角点から真方位100° 2,800m付近 (概位 北緯35° 27.16′ 東経133° 08.42′)
事故等調査の経過	平成27年1月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二十一 ^{さんこう} 三晃丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	132148、白川汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、石膏約1,300tを積載し、船長が単独の船橋当直につき、手動操舵により約6.5ノットの対地速力で松江港内を南西進中、貯木場北端に設置された赤色の標識灯を右舷側に見るように左転したところ、平成26年12月20日06時20分ごろ同標識灯南東方約80m付近の浅所に乗り揚げた。 船長は、海上保安庁に連絡した。 本船は、タグボートの支援により浅所を離れ、松江港馬淵岸壁に着岸後、損傷状況を確認したが損傷はなかった。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 1、視程 500～1,000m 海象：潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：07時12分ごろ
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.20m、船尾約4.26mであった。 船長は、本インシデント発生海域を操船するのが初めてであった。 船長は、発航前に航行予定海域の水路調査を行っていなかった。 船長は、貯木場北端に設置された標識灯の赤色の灯火を右舷標識の灯浮標の灯火と思い、左転した。 海図W1174によれば、本インシデント発生場所の水深は約3mで底質は泥である。 船長は、本インシデント当時、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたものの、航路を示す右舷標識の灯浮標の灯火を目視で確認しながら、入航操船をしていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、夜間、雨により視程が500～1,000mに制限された状況下、松江港内を南西進中、船長が、航行予定海域の水路調査を行っていなかったことから、貯木場北端に設置された標識灯の赤色の灯火を右舷標識と思い込んで左転し、浅所に座洲したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、雨により視程が500～1,000mに制限された状況下、松江港内を南西進中、船長が、航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、貯木場北端に設置された標識灯の赤色の灯火を右舷標識と思い込んで左転し、浅所に座洲したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。 ・ レーダー及びGPSプロッターを活用して船位を確認すること。